

介護老人保健施設 葵の園・椿 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

1 介護老人保健施設 葵の園・椿 概要

(1) 提供できるサービスの種類

介護老人保健施設の施設サービスおよび付随するサービス

(2) 施設の名称および所在地等

施設名称	介護老人保健施設葵の園・椿
所在地	東京都足立区椿2-3-1
法人名	医療法人社団 葵会
代表者名	理事長 新谷 幸義
電話番号	03-5647-1122
サービスの種類	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
介護保険事業者番号	1352180051

(3) 施設の職員体制

職種	人員(常勤換算)	夜間	業務内容(例)
医師	1.5		医学的管理
看護職員	14	2	医学的管理に基づく看護
介護職員	36	6	介護に関する全般
理学療法士	1.5		リハビリテーション
作業療法士			
支援相談員	1.5		利用者およびご家族との相談業務
管理栄養士	1		栄養管理および食品の安全衛生管理
介護支援専門員	2		施設ケアプランの作成
事務職員	2		施設内の庶務・総務
その他	3		施設内の環境整備等

(4) 施設の設備の概要

定員		150名(介護老人保健施設を含む)	浴室	一般浴室と機械浴室があります。
居室	個室	14室	診察室	1室
	4人室		食堂	6ヶ所
		34室	機能訓練室	4ヶ所

2 サービスの内容

居室 個室又は4人室となります。

食事 朝食 8:00~

昼食 12:00~

夕食 18:00~

原則、各階の食堂にておとりいただきます。

入浴 週に最低2回は入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ清拭となる場合があります。

介護	短期入所療養介護計画(介護予防短期入所療養介護計画)に沿って下記の介護を行います。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等。
機能訓練	機能訓練室にて機能回復訓練を行います。 また、施設での生活全般が生活機能訓練となります。
生活相談	常勤の支援相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	当施設では、診察室や療養室等にて診療や健康相談サービスを受けることができます。(インフルエンザ等予防接種に係わる費用は実費します)
理美容	当施設では、利用者の希望により理美容サービスを実施しています。(料金は実費)
レクリエーション	当施設では、季節に応じた利用者交流会等の行事を行います。 行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。
金銭・貴重品管理	原則お預かりできません。やむ得ない場合には、支援相談員にご相談ください。 お預かりする際は「金銭管理委任状」が必要となります。

3 利用料金

(1) 基本料金

- 施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護又は要支援の段階によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）
それぞれ個室（従来型）、多床室（4人室）に分かれます。

従来型個室 ※()内は2割負担分 《》内は3割負担	多床室 ※()内は2割負担分 《》内は3割負担
要支援1 632円(1,263円)《1,894円》	要支援1 669円(1,337円)《2,005円》
要支援2 792円(1,583円)《2,374円》	要支援2 844円(1,688円)《2,531円》
要介護度1 821円(1,642円)《2,463円》	要介護度1 905円(1,810円)《2,715円》
要介護度2 873円(1,746円)《2,619円》	要介護度2 960円(1,919円)《2,878円》
要介護度3 942円(1,884円)《2,826円》	要介護度3 1,029円(2,058円)《3,087円》
要介護度4 1,001円(2,002円)《3,002円》	要介護度4 1,087円(2,174円)《3,261円》
要介護度5 1,059円(2,117円)《3,175円》	要介護度5 1,147円(2,294円)《3,440円》

- 各加算項目（上記の料金表以外に、サービス内容に応じて別途加算があります。）

※()内は2割 《》内は3割負担分

各 加 算	1日あたりの料金
夜勤職員配置加算	27円(53円)《79円》/日
個別リハビリテーション実施加算	262円(524円)《785円》/日
療養食加算	9円(18円)《27円》/回
口腔連携強化加算	55円(109円)《164円》/回
認知症ケア加算 (介護予防短期入所療養介護は除く)	83円(166円)《249円》/日
認知症専門ケア加算(I)	4円(7円)《10円》/回
認知症専門ケア加算(II)	5円(9円)《13円》/回
送迎加算(片道)	201円(401円)《602円》/片道
緊急時治療管理2	565円(1,130円)《1,694円》/日
若年性認知症利用者受け入れ加算1	131円(262円)《393円》/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	218円(436円)《654円》/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	56円(111円)《167円》/日
緊急短期入所受入加算	99円(197円)《295円》/日
重度療養管理加算1(要介護4.5に限る)	131円(262円)《393円》/日

療養体制維持加算 I	30円(59円)《89円》/日
療養体制維持加算 II	63円(125円)《187円》/日
生産性向上推進体制加算 I	109円(218円)《327円》/日
生産性向上推進体制加算 II	11円(22円)《33円》/日
総合医学管理加算	300円(600円)《900円》/日
サービス提供体制加算(I)	24円(48円)《72円》/日
サービス提供体制加算(II)	20円(40円)《59円》/日
サービス提供体制加算(III)	7円(13円)《20円》/日

介護職員処遇改善加算（I）は上記利用料金及び別途加算の総合計単位数より7.5%が生じます。（※ご利用者様の総合計単位数に応じて毎月変動いたします。）

※介護保険適用分自己負担金には10.90の足立区の地区単価が含まれています。

※当施設より、10km以内を送迎地域とします。

1. 足立区全域
2. 葛飾区西部
3. 北区全域
4. 荒川区北西部
5. 川口市南部
6. 草加市南西部

(2) 食 費

- ・利用者負担の段階により以下の内容になります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1					朝食 610円
要支援2					昼食 710円
要介護1					おやつ 110円
要介護2	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	夕食 730円
要介護3					合計 2,160円
要介護4					
要介護5					

(3) 居住費

- ・利用者負担の段階により以下の内容になります。

<個室（従来型）>

	第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階
要支援1				
要支援2				
要介護1				
要介護2	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,790円/日
要介護3				
要介護4				
要介護5				

<多床室（4人室）>

	第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階
要支援1				
要支援2				
要介護1				
要介護2	0円/日	430円/日	430円/日	820円/日
要介護3				
要介護4				
要介護5				

4 その他の料金等

(1) 料金名及び料金

- ・日用品費 1日あたり250円（選択制）
(バスタオル、フェイスタオル、おしぶり、歯ブラシ、歯磨き粉、ボックスティッシュ、マスクの費用です。
施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払い下さい)
- ・教養娯楽費
(選択制) 個別の趣味活動や各種クラブ活動に係る材料費等（実費）になります。
都度内容及び費用をご案内いたします。
- ・文書作成料 1通につき3,300円～11,000円（税込）
- ・理美容代 実費（理美容料金表別途配布をご参照ください）
- ・健康管理料 実費（インフルエンザ予防接種等に係わる費用）
- ・個室料金 1日あたり 5,500円 税込（認知症専門棟を除く）
- ・電気代 55円/1日（持ち込み電気器具1個につき請求します※個室を除く）
- ・イヤホン代 440円/1個（購入代金・利用者のみ）
- ・洗濯代 110円/1枚 税込 ※1ヶ月上限5,170円（業者依頼）
- ・衣類リース代 Aセット（室内着上・下、肌着・靴下） 495/日（税込）
Bセット（室内着上・下） 275/日（税込）
Cセット（男性ブリーフ、女性ショーツ） 88/日（税込）
※ご希望の方は別途「クラウンズ 株式会社」と契約を結んでいただきます）

(2) 支払方法

- ・お支払の方法は、口座振替（自動引落）となりますので、利用契約時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項をご記入ください。（開始まで時間を要します）
- ・翌月15日までに、当月利用分の請求書を発行し、送付いたします。口座振替日（自動引落）までに、預金通帳内の預金残高についてご確認をお願い致します。
- ・自動振替による入金処理が確認できました時点で領収書を発行し、翌月分における請求書発送時に同封いたします。

5 入退所手続

(1) 入所開始

まずは、お電話等でお申込み下さい。居室に空きがあれば入所いただけます。
入所契約を結び、サービスの提供を開始致します。
居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) 退所手続

- ア 利用者のご都合で退所される場合
退所を希望する日の前日午後5時までにお申し出ください。
- イ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分・要支援区分が、非該当（自立）と認定された場合（この場合、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。）
 - ・利用者がお亡くなりになった場合

ウ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告日から15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して本契約を継続したいほどの背信行為を行った場合。
- ・利用者が病院または診療所に入院した場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合。
なお、このいずれかの場合は、30日間の予告期間をおいてサービス利用契約を終了させていただくことがございます。
- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営方針

- ・利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ・利用者が可能な限り居宅における生活を維持出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理下における介護、必要な医療、機能訓練および日常生活上の支援を行います。
- ・地域や家庭との結びつきを重視し、関係区市町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事　項	有・無	備　考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	※身体保護のため緊急やむを得ない場合を除く

(3) 施設利用にあたっての留意事項

ア 面会

時間は午前9時から午後5時30分までとします。

面会届けへ記入してください。

イ 外出

事前に届け出をしてください。

ウ 飲酒・喫煙

飲酒は原則としてお断りいたします。

施設内全館禁煙とさせていただきます。

エ 設備・備品の利用

定められた場所で注意をもって正しく使用してください。

オ 私物・貴重品

品物によって制限させていただく場合があります。

の持ち込み

ライター等の火気類、刃物等の持ち込みはお断りします。

貴重品は原則としてお断りします。

万が一の破損や紛失等は当事業所では一切責任を負いかねます。

カ 宗教活動

お断りします。

キ ペットの持ち込み

お断りします。

ク 飲食物の持ち込み

医師、看護師にご相談ください。

ケ 飲食物のお預かり

お断りします。

7 緊急時の対応方法

事業者は、現に短期入所利用要介護・介護予防短期入所療養介護の提供を行っているときに利用者の健康状態に急変が生じた場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取り必要な処置を行いますが、夜間帯や家族等と連絡が取れない場合は、家族等への連絡が事後報告になる場合もございます。

8 非常災害対策

- | | |
|--|-------|
| (1) 防火教育および基本訓練（消火・通報・避難）
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う) | 年2回以上 |
| (2) 利用者を含めた総合避難訓練 | 年1回以上 |
| (3) 非常災害設備の使用方法の徹底 | 随時 |

9 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害時において早期の業務再開を図るため、以下について必要な措置を講じます。

- (1) 業務継続計画の策定と職員への周知
- (2) 定期的な研修及び訓練の実施（年各2回）
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しと必要に応じた変更

10 感染症対策

施設の設備や飲用水等の衛生管理に努めるとともに、必要に応じて保健所等へ相談・指導を求め連携に努めます。また、発生が予想される感染症に対し、以下について必要な措置を講じます。

- (1) 感染症対策に関する指針の整備
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催
- (3) 職員に対しての定期的な研修の実施

11 高齢者虐待防止

利用者等の人権擁護・虐待の発生を防止するため担当者を設置し、以下について必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待防止のための委員会の定期的な開催とその結果についての職員への周知
- (3) 職員に対してのハラスメント等ストレス対策を含む虐待防止のための定期的な研修
また、サービス提供中に当施設職員又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

12 身体拘束等の適正化

施設では原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は医師が判断し説明と同意を得た上で、身体拘束その他利用者の行動を制限する場合があります。この場合、当施設の医師がその様態及び時間・心身の状況・緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載します。

その他、以下について必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化に関する指針の整備
- (2) 身体拘束適正化のための委員会の定期的な開催
- (3) 職員に対しての定期的な研修

13 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当
担当窓口 支援相談員
(連絡先) 03-5647-1122

(2) その他

以下の行政の相談・苦情窓口でも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会（苦情窓口）
足立区役所 福祉部 介護保険課 事業者指導係
基幹地域包括支援センター

電話：03-6238-0177

電話：03-3880-5111（代表）

電話：03-6807-2460

14 協力医療機関等

(1) 協力医療機関

医療法人財団桜会 桜会病院
住所：東京都足立区千住桜木2-13-1
電話：03-3881-9211

医療法人社団けいせい会 東京北部病院
住所：東京都足立区江北6-24-6
電話：03-3854-3181

社会医療法人社団昭愛会 水野記念病院
住所：東京都足立区西新井6-32-10
電話：03-3898-8080

(2) 協力歯科医院

医療法人社団大生会 みこころ総合歯科
住所：東京都足立区竹ノ塚5-6-1
電話：03-5856-7397

15 当法人の概要

- ①名称・法人種別
- ②代表者役職・氏名
- ③本部所在地・電話番号

医療法人社団 葵会
理事長 新谷 幸義
千葉県柏市小青田一丁目3番地12
電話：04-7136-8008

(説明・交付日)
令和 年 月 日

介護老人保健施設「葵の園・椿」の短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護利用開始にあたり、利用者に対して契約書、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

[事業者] 所 在 地 東京都足立区椿2-3-1
名 称 医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 葵の園・椿
介護保険事業者番号 1352180051

説明者 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人保健施設「葵の園・椿」の短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護利用について説明を受けました。

〈利用者〉

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

身元引受人〈連帯保証人〉

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____